

◎津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○津波対策の推進に関する法律(平成二十三年法律第七十七号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(津波対策のための施設の整備等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設の整備等において、次の事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>六 地域の特性に応じた津波避難施設、津波避難施設への避難路等の整備の推進</p> <p>2 [略]</p> <p>(津波対策における情報通信技術の活用)</p> <p>第十三条の二 国及び地方公共団体は、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波からの迅速かつ円滑な避難の確保その他の津波対策の推進に当たっては、情報通信技術の活用を通じて、これらをより効果的に行うよう努めなければならない。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 [略]</p>	<p>(津波対策のための施設の整備等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設の整備等において、次の事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。</p> <p>一～五 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>附則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 [略]</p>

2 第十六条第二項の規定は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十六条第二項の規定は、平成三十四年三月三十一日限り、その効力を失う。